

相談事業部会報告事項

①淑徳大学合同ジョブフェアについて

参加者の部会員 山本さんの報告の通り。

業務報告

淑徳大学 合同ジョブフェア相談会

総合相談委員会 山本誠一

平成 22 年 2 月 8 日 (月) 13:00~17:00

シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル

相談内容

相談者：男子 3 名グループ 13:40~10 分程度

Q. 社会福祉士会はどんな職場ですか？

A. 会社ではなく国家資格である社会福祉士が集まる職能団体です。

Q. 社会福祉士ってなんですか？

A. 国家資格です。一般に社会福祉についての相談援助などの対人援助をしています。

Q. 社会福祉士になるためなにを勉強すればいいですか？

A. 社会福祉士養成の決められた学科、科目があります。(たとえば社会福祉原論とか)

Q. 学校ではあまりやらないことで、成年後見制度とはなんですか？

A. 成年後見制度とは判断力のない、または不十分な人を保護したり援助したりする制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。(もう少し詳しく説明しました。)

相談者：女子 1 名 14:00~10 分程度

Q. 社会福祉士会ってなんですか？

A. 国家資格である社会福祉士が集まる職能団体で、研修会や委員会活動をしています。

Q. 社会福祉士会はどうやって入会するのですか？

A. (パンフレットを渡して説明)

Q. 社会福祉士会は全国にあるんですか？

A. 日本社会福祉士会があって、各都道府県に社会福祉士会があります。

Q. 社会福祉士になると大変ですか？

A. 大変ですがやりがいがあります。

Q. 特別養護老人ホームで働きたいのですが、なにを勉強したほうがいいですか？

A. 介護保険制度ことや介護技術、様々な福祉に関する知識を取得するとよいと思います。

相談者：男子 1 名 14:45~5 分程度

Q. 今、社会福祉士試験の勉強してるんですが、まともにやりすぎてお手上げです。

社会福祉士試験に合格するテクニックありますか？

A. 自分は試験中、まわりの人の雰囲気やスピードにのまれないよう問題を後の方からやりましたよ。

Q. 社会福祉士になったら成年後見をやらなくてはダメですか？

学校ではちょっとしかやらないし、まったく意味分らないので。

A. 絶対やらなくてははいけないわけではありませんが、知っておく必要はあると思います。

総 評

すべての学生さんは、就職先が目当てなので社会福祉士についての何か聞きたいというものでなかった。社会福祉士会のパンフレットと、ぱあとなあの成年後見、任意後見のリーフレットを持参して説明しましたが、相談に来た学生さんは社会福祉士についてよく分かっていないようでした。人気の企業のブースには人だかりが続いていましたが、社会福祉士会や人材センターなどの相談コーナーは閑散としていました。

②研修 上手なストレスとのつきあい方

会員 14 名受講

講師 (株)ヒースコート 二瓶 律子氏

③研修後の相談事業部会の討議内容について

出席者 6 名

1. 無料相談事業

会のチラシやぱあとなあのチラシを持参し、PR する。

模造紙等の PR 物を準備して参加する。

市町村の福祉祭り等に無料相談ブースを出す旨配布する。

2. 悩める福祉士サポート事業について

点と線のメール配信の会員向けに毎回チラシを添付する。

情報公表部会

調査は各地区随時実施中。1月末に実施の監査において、別紙内容の改善指導がされた（内容について詳しくは別紙参照）。文書内容に従って、改善計画書を提出します。

平成21年度第4回地区責任者会議録

日時：平成22年2月26日（金）午後7時から8時30分

場所：社会福祉センター4階会議室

出席者：田村・實川・輝・佐野・苑田・佐々木・丸

欠席者：神山理事・事務局・山口

※会議の前に、調査済みの事業所の基本情報・調査情報の紙データ回収

1、 部会長からの報告

○事務局体制について

峰島さんが会計や公表事業以外の業務を担うことになりましたので、Wチェックや事業所とのやり取りを板垣さんが行います。調査員からの問い合わせに対しては、2人で対応していきますのでよろしくお願いいたします。

2、 地区からの報告と問題提起

- 東葛地区・東総地区・千葉地区からの報告。船橋地区、南部地区は地区会議なし。
- 基本情報の修正で事務局、公表センターとのやり取りでタイムラグが生じ、月末に調査を設定すると、次月にかかる恐れがあるので日程を決める時に注意が必要になった。
- 調査後半になると、DMを無くしてしまったとの問い合わせもあった。

3、 来年度への提言・希望

- 地区担当を中心に活動していく時に、複数地区の調査を希望しても対応が難しいので、調査希望地区を1つ決めて、活動に参加していく方向でやっていくほうがよいのでは。
- 地区ごとの調査件数にばらつきがあるので、割り振りが届いたら、責任者会議で担当エリアの調整をしてから、割振りの下案を記入してから、全体会議を開いたほうがよいのでは。
- DMの内容を、他の調査機関からの文章の良い所を参考に検討していく。
- 基本情報の修正を調査員が行うことが良いのかの疑問があり、調査後の入力方法を事務局で行うほうがよいのでは⇒その場合の事務局体制、バックアップ体制をどうするか次年度検討が必要。
- 謝金の設定について8000円が妥当か⇒入力方法の変更で謝金も変わる。
- 全体会と地区会の割合。会議の回数。⇒全体会議少なくともよいかも。責任者会議と地区会議の順番を逆にしてはとの意見あり。

○テキストの購入、貸与について⇒次年度予算に計上したが、却下された。個人持ちでなく地区で何冊か持つ。変更点だけの冊子の発行を要望する。

○県や公表センターへの要望をまとめる。

○次年度の役員に関して、福祉士会の「情報公表部会」であるが、県の指定調査機関としての事業であることを鑑みると、その役員の選出について部内で決定すべきものか疑問がある。会長の指名なり、理事会の承認等が必要なのではないか。今年度田村が部会長を引き受けて活動したが、今後は理事やそれなりの方を部会長に指名、任命すべきでは⇒田村の感想

※他に次年度に対して、希望・提言・意見がありましたら田村までメールにて、お願いします。

4、 その他

○丸さん理事に決まる。

○社会福祉士会から総会資料、投票用紙が届いています。投票よろしく。3月14日総会への出席もしくは委任状の送付をよろしく。

○総会資料読んでください。(資料の中に事務経費拠出規則の制定議案が載っています。読み込んでください。)

○部会から川島、櫻井両氏が立候補しています。

○謝金1割の源泉に対して、事務局から連絡ありました。~~各自で対応して。~~

後日、21年度分徴収した税を計算し、各自へ返金する(事務局より)

5、 次回全体会議

反省会・懇親会の意味合いを込め、千葉駅周辺での食事会とします。

健指第2964号-4
平成22年3月2日

社団法人千葉県社会福祉士会
会 長 山崎 泰介 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

介護サービス情報公表事業の実施に関する改善指導について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の40の規定により、平成22年1月27日実施した実地調査において確認した下記事項について、改善を求めます。

については、平成22年3月17日までに改善計画書を提出してください。

なお、期日までに改善計画書を提出しない場合、改善計画書の内容が不十分と認められる場合、もしくは提出された改善計画書のとおり事務が改善されない場合は、平成21年度調査事務の休止等、必要な措置を講ずることとなることを申し添えます。

記

1 改善を求める事項

(1) 調査情報調査票の記入欄の記載について

調査情報調査票の記入欄に、事業所が報告したデータ欄の情報を訪問調査前に転写し、調査員が使用していたことが確認された。

この調査情報調査票の記入欄の記載方法は、県が定める「千葉県介護サービス情報公表計画」に従って行うこととし、訪問調査において調査員が書類等の確認後、「0」又は「1」を記載すること。

(2) 調査結果の照合（確認）作業について

訪問調査の結果をWeb報告システムに登録後、この登録作業を行った者以外の者が、調査情報調査票（原票）とWeb報告システム上の登録状況の照合（確認）作業を行った後、指定情報公表センターへ提出すること。

ばあとなあ千葉第 7 回運営委員会

1. 開催日時 2月8日(月) 午後6時30分～8時30分
2. 場 所 社会福祉センター 4階会議室
3. 参加者 井上、岸、朽名、篠田、鈴木勝、田中み、滑川、矢島、吉田、目黒
石山(欠)、市川(欠)、岸(欠)

4. 議 題

(1)各担当より

① 研修担当

支部委託研修の予定について～別紙参照

② 電話相談

2/14 13時30分～電話相談員研修の実施について～別紙参照

③ 法人後見

法人から個人後見に変更12月24日に八日市場支所に辞任と選任、報酬付与申立を行う。

高松拘置所から刑を終えて出所してくる知的障害者の方を法人で受任してはという依頼あり(家族も障害・高齢なので)。ケースの詳細について15日担当者と話し合う予定(吉田参加) 3/9千葉刑務所でケース検討会あり(吉田参加)

④ 広報

次回発行は4月を予定している。

⑤ コーディネート

別表の通り。

⑥ 会計

年度末のため締めを行う。

(2)報告

①理事会報告

②合同相談会

1/31実施 今年にはベテランを派遣している。

③その他

(3)検討

①3/12家裁との連絡協議会について～岸・吉田出席

社会福祉士会からの提案事項について～メールで提案事項を提出してもらう。

次回委員会 3月 16日 18時～

ぱあとなあコーディネート活動管理票 (平成21年度)

NO	依頼日	依頼先				分類				地域	候補	決定	報告	類型他
		電話	家裁	マイ	他	高齢	知的	精神	他					
1	3月23日		1				1			印旛郡	宮崎	○		
2	3月9日		1				1			船橋	野田	○		
3	4月2日		1					1		松戸	桜井	○		
4	4月17日		1			1				市川	土井	○		後見
5	4月15日		1			1				佐倉	西沢	○		後見
6	4月27日		1			1				木更津	田村	○		後見
7	4月28日		1			1				袖ヶ浦	川島	○		後見
8	5月19日			1		1				松戸			保留	
9	5月27日				1	1				町田→成田	大藤		取り下げ	後見
10	6月15日		1			1		1		船橋	井上豊子	○		後見
11	6月15日		1			1				南房総	宮原	○		保佐
12	6月15日		1					1		千葉	周藤	○		保佐
13	6月15日		1			1				八千代	弘永	○		後見
14	6月15日	1					1	1		市原	加瀬	○		後見
15	6月16日	1				1		1		船橋	市川澄子	○		後見
16	6月15日		1			1				千葉市	中山	○		後見
17	6月18日		1			1				市原	押元	○		後見
18	7月6日		1			1				市川	今川	○		保佐
19	7月10日		1			1				館山	石山	○		後見
20	7月17日		1				1			木更津	細田	○		後見
21	7月23日		1			1				いすみ	野口	○		後見
22	7月28日	1								佐倉	大藤	○		任意
23	8月3日		1			1				千葉	川島	○		後見
24	8月3日		1			1				市川	上中	○		後見
25	8月6日	1				1				千葉緑区	川島	—	不成立	任意
26	8月21日		1							木更津	川島	○		後見
27	8月25日		1				1			館山	石山	○		後見
28	9月8日	1				1				習志野	市川恵子	—	不成立	任意
29	9月8日		1			1				市川市(夫)	今川	○		後見
30	9月8日		1			1				市川市(妻)	今川	○		後見
31	9月8日		1			1				市原市	国吉	○		後見
32	10月7日		1			1				千葉市	犬伏	○		保佐
33	10月7日		1			1				市川市	仲野	○		後見
34	10月13日		1				1			市川市	加賀谷	○		後見
35	10月20日	1				1				松戸市	検討中10/22			任意
36	10月20日	1				1				浦安市	市川恵子	—	不成立	任意
37	10月28日		1			1				市川市	赤田	○		後見
38	10月29日		1					1		市川市	奥野	○		保佐
39	10月29日		1							市川市	市澤	○		後見
40	11月5日	1				1				我孫子市	片野			任意
41	11月6日		1			1				市川(船橋市)	渡辺修	○		保佐
42	11月9日		1			1				市川(浦安市)	市川恵子	○		保佐
43	11月13日		1				1			木更津(袖ヶ浦)	井上光晴	○		保佐
44	11月16日		1			1				佐倉(成田市)	大藤	○		後見
45	11月16日		1			1				市川(市川市)	上中	○		後見
46	11月16日		1			1				木更津(袖ヶ浦)	川島	○		後見
47	11月16日		1			1				木更津(君津)	田村	○		後見
48	11月19日	1						1		浦安市	横山	○		後見
49	11月19日	1					1			千葉(若葉区)	山口美恵子	申し立て		
50	11月26日		1					1		千葉(四街道)	周藤	○		後見
51	12月2日		1			1				千葉(市原市)	川島	○		後見
52	12月3日		1			1				市川(船橋市)	佐野	○		後見
53	12月3日	1				1				鋸南町	大橋			任意
54	12月9日		1			1				木更津(袖ヶ浦)	鈴木澄弘	○		保佐
55	12月11日		1			1				市川(船橋市)	井上	○		後見
56	12月14日		1			1				市川(市川市)	上中	○		後見
57	12月17日		1				1			木更津(袖ヶ浦)	佐々木博光	○		後見
58	12月18日		1					1		木更津(袖ヶ浦)	野田滋	○		保佐
59	12月21日		1			1				一宮(御宿町)	野口猛	○		後見
60	12月21日	1				1				千葉市(稲毛区)	鈴木勝英	○		任意
61	12月24日		1				1			木更津(袖ヶ浦)	鈴木みゆき	○		後見
62	12月28日		1			1				市川(浦安市)	中野多佳子	○		後見
63	1月13日		1			1				千葉(花見川区)		○		後見
64	1月14日		1			1				市川(船橋市)	稲永	○		後見
65	1月14日		1			1				市川(船橋市)	安達	○		後見
66	1月26日		1			1				千葉市(花見川区)	弘永	○		後見
67	2月1日		1			1				千葉市(習志野)	田中			後見

会議・研修会記録票

日 時	2010年 2月14日 13時00分~17時00分
場 所	千葉県社会福祉センター3階会議室
出席者(人数)	参加者 22名 講師・スタッフ 5名
講 師	朽名高子
スタッフ	石山明子・市川恵子・滑川里美・吉田愛子
記 録	<p>第3回登録員研修会(電話相談員研修)</p> <p>実施日：2010年2月14日</p> <p>参加者：登録員・準登録員24名</p> <p>研修会内容：</p> <p>12:00~スタッフ打ち合わせ</p> <p>13:00~13:30 受付</p> <p>13:30~13:45 電話相談の状況(朽名高子)</p> <p>13:45~14:30 電話相談の基本姿勢と基礎知識(朽名高子)</p> <p>質疑応答</p> <p>14:30~15:00 (ロールプレー)</p> <p>電話相談 事例1</p> <p>15:00~16:00 (ロールプレー)</p> <p>電話相談 事例2</p> <p>16:00~16:15 休憩</p> <p>16:15~17:00 個別発表・講評・質疑応答</p> <p>収支</p> <p>別添収支伝票に詳細報告</p>

み・まも～れ幸町関連

対外的活動の状況

2月9日より相談員の勤務開始（久保純子さん）

2月上旬までに対象地区自治会・地区民児協への挨拶まわり完了。民児協では各民生委員から具体的なケースについての話も出た。随時、MLにて活動の報告や意見交換を継続中。

調査部門

・調査票回収状況

幸町自治会 配布 4341 回収 740

東自治会 配布 780 回収 476

15街区 配布 460 回収 373

相談希望 28 （見守り希望、生活相談）

ボランティア希望 70

その他 21 （要望、批判）

み・まも～れ幸町PT 20100222 18:00-19:40

参加者：千葉市柿崎主査、神山、稲永、目黒、野田、矢島、岡本、久保、岩清水

<主な内容>

千葉市から

千葉市委託事業なので、訪問員・相談員の身分証を発行することを検討している。

1人暮らし高齢者世帯へ市から何らかの文書を直接発送することも検討する。

当面、アンケートで記入有った28件から連絡とり、訪問相談。

み・まも～れスタッフで訪問。民生委員等が把握していない場合は本人同意得た上で民生委員を紹介。逆に民生委員からつないでもらう場合は民生委員に本人から了解得てもらおう。ボランティア希望者について、どんなことをどの程度出来るか再調査必要。ニーズ調査した上でいくつか項目挙げて、4月頃に御礼含めて二次調査を行う。

当面、相談希望28人のアセスメント実施を優先。スタッフ2名が顔見知りになれるように。

その他有償サービスのメニュー・サロンの実施について意見交換。当面はアンケート結果に基づき訪問を実施し、そのための記録整備についても進めることとする。アンケートの集計と訪問の結果を基にニーズを割り出し、具体的サービスの検討にはいることにする。

【事務局報告】

○ 講師派遣

- ・ NPO法人 ACOBA 福祉・介護人材確保対策事業 3月11日 山口 利史、鈴木理事
- ・ 社会福祉法人 樹の実会 ワークホーム福祉セミナー 3月6日 岸理事

○ 後援

- ・ 社会福祉法人 大成会 自閉症基礎講座 2月27日
- ・ ヒューマンレインボー福祉塾 1月30日～2月27日
- ・ 千葉県医療社会事業協会 創立50周年記念大会 6月5日

○ 来賓依頼

- ・ 千葉県作業療法士会記念式典 2月19日 山崎会長
- ・ 千葉県理学療法士会記念式典 3月7日 神山副会長
- ・ 淑徳大学卒業式 3月15日 神山副会長

○ 県社協関係

- ・ 第3回評議員会 3月17日 林副会長

○ 委員推薦

- ・ 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク委員 須田 仁
- ・ 「社会を明るくする運動」千葉県実施委員 公募中

○ その他

- ・ 千葉保護観察所 第3回連絡協議会 3月17日 西沢 将行
- ・ 千葉家庭裁判所 家事関係機関との連絡協議会 3月12日 吉田理事、岸理事
- ・ 千葉県健康福祉部 第4回千葉県福祉人材確保・定着推進協議会 5月11日 未定
- ・ 税務署より、今後、源泉税は講師料（講演料）のみ徴収するよう指導がありました。21年度分についても源泉税を徴収する必要がない報酬は、徴収済みの源泉税を返金するよう連絡がありました。個々に確定申告の有無を確認し、していない方へ返金作業をおこなっています。

**** 会員情報 ****

3月8日現在 正会員:1,131名 (転入:5名、転出:5名)

➤ 2、3月本部会員情報より

提案事項名：財団法人社会福祉振興・試験センターに関する業務見直しについて

提案の分類：行政による権限付与の見直し

対象となる事務・事業名：同法人の所管する全ての事業

提案の具体的内容：

同法人の所掌している 1. 調査・研究事業、2. 研修事業、3. 出版事業、4. 保険事業、5. 債務保証事業、6. 試験・登録事業および 7. その他（介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務）の内、2 から 4 の事業は社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」）に、1 と 5 は独立行政法人福祉医療機構もしくは全社協に、6 については社団法人日本社会福祉士会、社団法人日本介護福祉士会および社団法人日本精神保健福祉士協会に委ねるか厚生労働省が直接所掌する事が適当である。7 については本来都道府県の業務である。

（全角 248 文字・最大 250 文字）

提案理由：

上記事業中 1. から 5. については同法人固有の業務となっておりますが、前項に挙げた他の法人が同様の事業を行っており実施主体を集約する事で見直しの視点（1）5 に挙げるとおり効率的・効果的にサービス提供できるものと考えます。

6. については現在は同法人が社会福祉士及び介護福祉士法第 10 条および同法第 35 条の規定する指定試験・登録機関となっておりますが、他機関でも可能な業務であり同法人を指定する明確な理由は存在しません。

社団法人日本社会福祉士会、社団法人日本介護福祉士会および社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「職能団体」）はそれぞれ会員向けの研修を行い有資格者の資質向上に努めております。同時に独自の倫理綱領を定め会員はそれを遵守する事を誓約して入会し、違反した場合には各団体が独自に調査の上処分を決定します。職能団体が試験・登録業務を行う事により組織率の向上が見込まれ、職能団体の組織率を向上する事が国民全体の福祉向上につながると考えます。諸外国の例を見ても、職能団体が有資格者の登録・管理を行っている例は多くあります。

また、同法人の公開している資料によると平成 20 年度収入に占める国補助金の割合は 0.9% に過ぎませんが、正味財産増減計算総括表を見ると 6. に係る試験・登録勘定だけを抽出しても年間 4,500 万円を超える経常益となっております。これは同法人の目的に照らし過大な資産形成と言えます。

なお、国家試験の作問業務については現在も外部の試験委員に依頼しており、職能団体で試験業務を行うとしても同委員制度を残す事により公平性を欠くことはありません。同委員制度を残しても公平性に不安があると考えるのであれば、試験業務は厚生労働省が直接行い、登録業務を職能団体に委ねる事が適当であると考えます。

（全角 743 文字・最大 750 文字）

提案の具体的内容・提案理由の公表可否：可

性別：男

年代：40歳代

職業：その他

居住都道府県：千葉県

提案者氏名：社団法人千葉県社会福祉士会会長山崎泰介

電話番号：043-238-2866

電子メールアドレス：(事務局アドレス)

政府関連公益法人の徹底的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日
閣 議 決 定

国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（以下「政府関連公益法人」という。）について、以下の基本的姿勢及び見直しの観点により、徹底的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

(1) 公益法人（注）と行政（国又は独立行政法人をいう。以下同じ。）の關係に関する従来の見直しは十分なものとはいえず、政府関連公益法人と行政の關係に対する国民の視線には厳しいものがある。

（注）特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するものをいう。以下同じ。

(2) このため、行政からの支出又は権限の付与（注）により政府関連公益法人に実施させている事務・事業については、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかと批判があることを踏まえ、国民的な観点から徹底的に見直しを行う。

（注）行政以外の公的主体・関係団体等からの支出又は権限の付与のうち、行政が関与するものを含む。以下同じ。

(3) 見直しの結果、政府関連公益法人に実施させている事務・事業に関し、廃止、縮小、実施主体の変更等を行うべきものについては、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止、補助金等により造成された基金の返納等必要な措置を速やかに講じる。

(4) 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。

(5) 見直しの過程において、主務大臣等（注）は、国民に対する説明責任を果たすとともに、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止等によつてどのような問題が生じるかを具体的に説明し、説明できない場合には、当該支出又は権限の付与の廃止等の措置を講じる。

（注）公益法人への支出又は権限の付与を行う大臣又は独立行政法人の長をいう。以下同じ。

(6) 公益法人は民間法人であり、強制的に公益法人を廃止することは困難であるが、政府関連公益法人に実施させている事務・事業の見直しの結果、法人として存続できず解散に至る政府関連公益法人が出てくることは想定しうる。

2. 見直しの観点

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の観点で見直しを行う。

(1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような観点に立って徹底的な見直しを行う。

① 国民生活にとつて真に不可欠であり、かつ、早期に実施するべきものであるか。

② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。

③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。

④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。

⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスを提供できるものについては、他の主体で実施できないか。

⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図つた上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。

⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか。

(2) 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化

上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような観点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。

① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。

② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。

③ 行政との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。

④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。



内閣府共通 意見等登録システム
Registration system for opinion and comment et

政府関連公益法人の徹底的な見直しについての意見募集

国民の声担

ここでは政府関連公益法人の徹底的な見直しについての意見等を募集しています。

ご提案等がありましたら、以下の受付フォームからご提出ください。

「※必須」を付した欄については、必ずご記入の上、内容確認ボタンをクリックしてください。
(記入漏れがありますと送信されませんのでご注意ください。)

ご提案は1つの受付フォームにつき、1件としてください。

(注)一時保存は出来ません。記入したものを保存する場合には、確認画面において、PDFに加工し保存するもしくはプリントアウトしてください。

必要事項を記入後、[内容確認画面へ進む]ボタンをクリックしてください。

文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。



○提案事項名(タイトル)
(50字以内におまとめください。)

※必須

○提案の分類

※必須

- 行政からの支出の見直し(無駄な支出)
- 行政との契約の見直し(不透明な調達契約など)
- 行政による権限付与(制度や運用)の見直し
(国の指定や登録を受けた法人による不要な講習など)
- その他行政と政府関連公益法人の関係の見直し

○政府関連公益法人の名称
(特定の政府関連公益法人に関するご提案でない場合は「なし」と記入してください。)

※必須

○対象となる専務・事業名
(特定できる場合は記入ください。)

○提案の具体的な内容
(具体的に全角文字にて250文字以内で記載してください。)

※必須

○提案理由
(具体的に全角文字にて750文字以内で記載してください。また、特に無い場合は「なし」とお書きください。)

※必須

○「提案の具体的な内容・提案理由」の公表の可否

○ 公表 ○ 非公表

○性別

※必須

○ 男 ○ 女

○年代

※必須

-- 選択してください --

○職業

※必須

-- 選択してください --

○居住都道府県

※必須

-- 選択してください --

○提案者氏名(非公表)

○電話番号(非公表)

○電子メールアドレス(非公表)

議案資料 3

平成22年度第1回総会議案について下記のとおり提案する事について理事会の承認を求めます。

1. 理事の選任について

・ 会員理事の選任について

欠員の扱いについては時期理事による内部打ち合わせを行ってもらい、その意見を尊重し推薦のある場合には総会に承認を諮る。但し千葉県医療社会事業協会から1名本会会員の推薦を受けることを提案する。

・ 非会員理事の選任について

千葉県弁護士会、千葉司法書士会、千葉県経営者協会からは継続して推薦いただく。日本社会福祉士養成校協会からは従来2名の推薦を受けていたがこれをとりやめ、平成22年度から活動を開始する千葉県の養成校協会から1名推薦を受ける。残り1名は千葉県精神保健福祉士協会から新たに推薦を受けることとする。

2. 代議員について

- ・ 1名は既に立候補者が当選。
- ・ 理事会から1名以上選任することとなっている事から、次期理事の互選により1名候補者を選出。
- ・ 残り3名の候補者については時期理事の意見を尊重し総会に諮るが、現理事会から時期理事への意見として、現任代議員のうち日本社会福祉士会総会への出席義務を果たしている出羽文明氏、須田仁氏の継続を提案する。